

厚生労働省
千葉労働局発表
平成25年10月11日

【照会先】千葉労働局職業安定部
職業安定課長 加瀬 一郎
職業安定課長補佐 角田 賢治
電 話 043-221-4081

「海匝地域緊急雇用対策協議会」を開催しました

海匝地域を中心に事業展開していた小売店の閉店に伴い、当該事業所に勤務する従業員をはじめとして、地域の雇用に相当の影響が見込まれます。

このため、職業安定機関、地方公共団体及び関係機関が連携して情報を把握し、離職者の再就職の促進等の各種支援策を円滑に実施するため、「海匝地域緊急雇用対策協議会」を開催しました。

海匝地域緊急雇用対策協議会

- 日 時 平成25年10月10日(木)
- 場 所 ハローワーク銚子会議室
- 協議会次第
 - 1 会長(銚子公共職業安定所長)あいさつ
 - 2 副会長(銚子市産業観光部長)あいさつ
 - 3 設置運営要綱について
 - 4 議題
 - (1) 離職者の状況等について
 - (2) 各機関の支援について
 - ・ハローワークの支援について
 - ・千葉県の支援について
 - ・各機関の支援について
 - (3)各機関の支援に対する意見交換
 - 5 今後の運営について

協議会において、離職された方が1日でも早く再就職できるよう、各機関が連携・協力して各種支援に取り組むことを確認しました。

なお、協議会で実施する主な支援は次のとおりです。

「海匠地域緊急雇用対策協議会」で実施する主な支援

平成25年10月10日

【各機関の連携による支援】

- **ハローワーク銚子、千葉県及び関係機関による合同相談会の開催**
離職者に対する雇用保険手続き、求職活動、健康保険、年金、住居等に関する合同相談会を実施。
- **ハローワーク銚子、銚子商工会議所、旭市商工会、匝瑳市商工会の連携による求人開拓の実施**
各商工団体が会報を活用する等により会員にハローワークへの求人提出を依頼する等、ハローワーク銚子と連携した求人開拓を実施。
- **ハローワーク銚子、銚子商工会議所、旭商工会、匝瑳商工会、千葉県、銚子市、旭市、匝瑳市の連携・協力による就職面接会を実施**
各商工団体とハローワーク銚子が連携して開拓した求人を中心に、千葉県や各市が企画・運営等に参加した就職面接会を実施。

【労働局及びハローワーク銚子による支援】

- **ハローワーク銚子における特別相談窓口の設置**
特別相談窓口において、離職者の早期の再就職を支援するため、求人情報の提供や個別の職業相談を実施。
- **離職者の職務経歴や希望も踏まえた近隣ハローワークとの連携による求人開拓の実施**
離職者の職務経歴や希望も踏まえ、近隣ハローワークを含めた広域における求人開拓を実施。
- **就職支援セミナーの開催及び就職面接会の実施**
ハローワーク銚子において、就職支援セミナーの開催や小規模就職面接会を実施し、離職者の再就職を支援。

【千葉県による支援】

- **離職者等再就職支援訓練の実施**
離職者の転職を図るため、民間教育機関による職業訓練を実施し、再就職を支援。

○ **基金を活用した雇用創出事業実施への支援**

平成25年度中の着手により利用可能な緊急雇用創出事業について、市町村が有効に活用できるよう支援。

【銚子市による支援】

○ **離職者のためのワンストップ相談窓口の設置**

市役所1階市民相談センターに相談窓口を設置して、健康保険・年金・教育等の生活支援、納税及び市営住宅入居に関することなどの相談をワンストップで実施。

【旭市による支援】

○ **市内企業等への再就職支援の実施**

旭市雇用対策協議会会員に対して新たな雇用について協力依頼を行なう。

○ **新規企業等への積極的な雇用について協力依頼**

○ **農業等の現場での雇用について希望による適切な支援**

【匝瑳市による支援】

○ **各種団体等への再就職支援の実施**

匝瑳市商工会、みどり平工業団地連絡協議会等に採用について協力依頼を行う。

【銚子商工会議所による支援】

○ **会議所会員事業所への雇用依頼の実施**

毎月会員に発行している会報に緊急雇用に関する依頼文を掲載し、雇入れの可否を確認する。

海匠地域緊急雇用対策協議会設置運営要綱

(名称)

第1条 この組織の名称は、海匠地域緊急雇用対策協議会（以下「対策協議会」という。）
といい、事務局を銚子公共職業安定所に置く。

(目的)

第2条 海匠地域に広く展開していた小売業者の閉店に伴い、多くの雇用の場が失われる
結果となったことから、職業安定機関、地方公共団体及び関係機関が連携して情報を
把握し、当該地域における離職者の再就職の促進等、各種雇用対策の円滑な推進を図
ることを目的とする。

(構成)

第3条 対策協議会の構成員は、以下のとおりとする。

会長	銚子公共職業安定所長
副会長	銚子市産業観光部長
構成員	千葉労働局職業安定部職業安定課長
	千葉県商工労働部雇用労働課長
	銚子労働基準監督署長
	銚子市産業観光部観光商工課長
	旭市商工観光課長
	匝瑳市産業振興課長
	銚子商工会議所事務局長
	旭市商工会事務局長
	匝瑳市商工会事務局長

(対策協議会の運営)

第4条 対策協議会は必要に応じ、会長が招集する。

(対策協議会の任務)

第5条 対策協議会は、離職者に係る的確な情報収集を行い、必要な再就職支援策等につ
いて協議し支援を実施する。

(附則)

この設置運営要綱は、平成25年10月10日から施行する。